

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 株式会社木村工業 行動計画

社員全員がその能力を発揮し、仕事と家庭の両立を無理なく行う事ができる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024 年 5 月 1日～2027 年4月30日までの 3年間

2. 内容

目標 1 小学校卒業までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する

<対策>

- 2024 年 5 月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 2025 年 5 月～ 制度導入
- 2025 年 5 月～ 決起大会や掲示板活用による社員への短時間勤務制度の周知

目標 2 : 年次有給休暇の時間単位付与を実現し、社員の 5 %の活用を目標とする。
(労使協定により年次有給休暇について 5 日の範囲内)

<対策>

- 2024 年 5 月～ 検討会の設置
- 2024 年 10 月～ 付与対象者及び取得手続きについての決定、社員への周知
- 2024 年 11 月～ 年次有給休暇の時間単位取得の実施、問題点についての検討